

鉛弾等の場外処理に関する技術概要

1. 場外処理の全般的な流れ

射撃場から搬出される鉛弾等の場外処理の全般的な流れを図1に示す。図示するように、射撃場から搬出される鉛弾もしくは鉛弾混じり土壌については鉛資源としてのリサイクルが可能である。

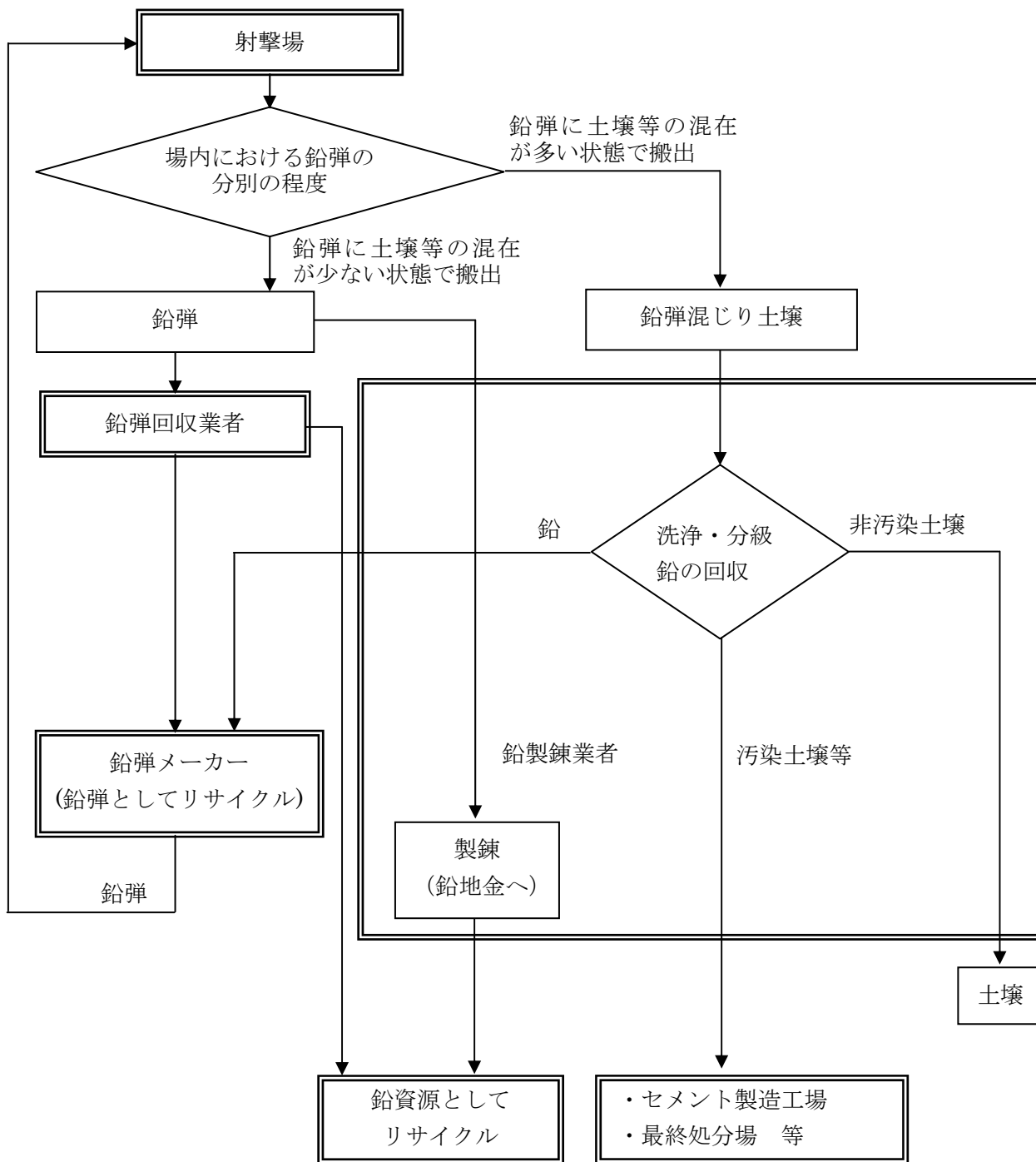


図1 射撃場から搬出される鉛弾等の場外処理の流れ

## 2. 鉛弾及び鉛を含む土壌の処理に関連する業者等について

### (1) 鉛弾回収業者

射撃場にて分別回収された鉛弾を引き取り、鉛弾メーカー等に販売する。

しかし、鉛弾を回収しやすくする対策（舗装等）を実施していない射撃場では、鉛弾の回収効率が低いため対応できない場合が多い。

### (2) 鉛弾製造業者

使用済み鉛弾をリサイクルし鉛弾を製造することが可能である。鉛弾には鉛以外の成分も含まれるため、鉛成分のみを取り出すためには鉛製錬技術保有会社等の専門技術が必要である。それに対して、鉛弾としてリサイクルする場合には鉛以外の成分も含めてリサイクルできる場合が多く、製錬にかかる手間が少なくなる。

### (3) 鉛製錬業者

鉱物等から鉛を製錬する技術を利用して、鉛弾混じり土壌から鉛弾や鉛成分を分別・回収し、鉛の地金を製造する。

鉛金属の市況変動にも左右されるものの、鉛資源のリサイクルの観点からも有用であると考えられる。

国内には秋田県内、及び福岡県内に鉛弾混じり土壌の受入が可能な施設がある。遠方の射撃場の場合は、輸送費も相応に必要となることに留意する必要がある。

### (4) セメント製造業者

鉛の指定基準を超過する土壌をセメント原料の一部として利用することが可能である。ただし、そのような土壌を原材料とした場合に得られるセメント等の製品において、鉛の溶出量及び含有量について適正に管理する必要があるため、一般的には、鉛弾が混ざった鉛濃度の高い土壌を直接受け入れることは困難である。

### (5) 最終処分業者

鉛の指定基準を超過する土壌について、最終処分場に搬出する場合には、第三6.(2)2)に記載した土壌汚染対策法に基づく告示、通知も参考に、新たな環境保全上の問題を生じさせないように適切に行う必要がある。